

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さいたま市長 清水 勇人

市町村名 (市町村コード)	さいたま市 (11100)
地域名 (地域内農業集落名)	馬宮地区堤外 (東間、宿、二ツ宮上の一部地域)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の努力により、遊休農地の無い区画された優良農地が確保されている。
後継者未定の75歳以上の農業者が耕作する農地があり、高齢化及び後継者不足が徐々に進んでいる上、荒川第二調節地の整備により、大雨時の水没リスクが高くなると懸念される。リタイアを予定する農業者が安心して農地を任せられる担い手を育成していくことが今後の課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心経営体である地域内の担い手及び今後規模拡大を検討している担い手が農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を図っていく。
新規就農者の確保・育成または既存農業者の組織化等を検討し、農地を安心して任せられる担い手を育成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	71 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	71 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

西区馬宮地区堤外の農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集積・集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心経営体への配分変更を進め、農地を維持していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の話し合いを踏まえて、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
さいたま農林振興センター・JA・市等関係機関が一体となり、新規就農希望者等の育成・支援を強力に進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②農薬や肥料などの資材価格高騰を受け、資材の使用量低減に関する技術・情報の収集、周知を行う。
- ③担い手が減少していく中で耕作面積を維持するため、スマート農業の活用を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金事業を活用し、適切な農地の維持管理を行う。